

※必ずご覧ください。

入札に参加する事業者の皆様へ

長期継続契約に係る留意点

契約期間：複数年度にわたる全期間とします。（本契約の契約期間は36か月です。）

契約金額：契約期間における契約金額の総額とします。（以下「契約金総額」という。）

損害金等：契約の履行遅延に基づく損害金及び乙（契約の相手方）の責による甲（川崎市）の解除権に基づく損害賠償金は、契約金総額を基準とします。

契約保証金：契約金総額を基準とします。

特約条項：翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額や削除があった場合には契約を変更又は解除することがあります。

その他：契約履行開始までに十分研修等を行い、履行開始後、業務が遅滞することのないよう努めること。また、業務は仕様書どおりに実施するものとし、円滑な業務運営を心掛けること。

入札書：契約金総額（税抜）での入札とします（36か月）。